会長		担当理事		会計	

埼医業Ⅱ第２１１８号
令和　５年１月３１日

郡市・大学医師会
　地域包括ケアシステム担当理事　　殿

埼玉県医師会長　金　井　忠　男
（担当常任理事　鹿　嶋　広　久）
（公印省略）

埼玉県在宅医療機関等における緊急安全確保対策推進事業補助金
の申請期間延長について（周知依頼）

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件について、埼玉県保健医療部長から別紙（写）のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

本会からは、令和４年１２月１２日付埼医業Ⅱ第１７４８号にて「埼玉県在宅医療機関等における緊急安全確保対策推進事業補助金の実施」について周知依頼しましたが、申請期間が、令和５年１月31日から令和５年３月31日に延長になりました。

対象医療機関には、別途、県医療整備課から直接ご通知いたします。

つきましては、貴会におかれましてもご了知くださいますよう、よろしくお願いいたします。

担当：埼玉県医師会　業務Ⅱ課（森田・飯野）
TEL：０４８－８２４－２６１１
FAX：０４８－８２２－８５１５
E-mail：morita@office.saitama.med.or.jp

春加八潮医師会
収受
5.2.-1
第1137号

写

医第１０２６－１号
令和５年１月３１日

一般社団法人埼玉県医師会
会長　　金井　忠男　様

埼玉県保健医療部長　山﨑　達也
（公印省略）

埼玉県在宅医療機関等における緊急安全確保対策推進事業補助金の申請期間延長について（依頼）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、令和４年１２月８日付医第８３７－１号でお知らせいたしました、県内に所在している在宅医療機関を対象とした、「埼玉県在宅医療機関等における緊急安全確保対策推進事業補助金」の申請期間を下記のとおり、令和５年３月３１日まで延長することといたしました。

つきましては、御多忙のところ誠に恐縮ですが、貴会会員に周知してくださるようお願い申し上げます。

なお、詳細については別添のチラシを御参照ください。

記

１　補助事業名
埼玉県在宅医療機関等における緊急安全確保対策推進事業補助金

２　補助対象医療機関
埼玉県内所在の以下のいずれかに該当する医療機関
（１）在宅時医学総合管理料及び施設入居時医学総合管理料届出医療機関
（２）在宅患者訪問診療料算定医療機関（令和４年４月１日～令和５年３月３１日までの期間に１回以上、在宅患者訪問診療料を算定している医療機関）

３　補助金の詳細
（１）補　助　率：３分の２
（２）補助上限額：４万円
（３）補助対象経費
令和４年１０月１４日から令和５年３月３１日までの期間に発生する以下の経費が対象となります。（支払及び納品も令和５年３月３１日までに完了する必要があります。）
ア　固定電話用通話録音装置・ボイスレコーダー購入経費（消費税及び地方消費税額を

除く）

イ　警備会社による屋外用（出張時）セキュリティサービス初期導入経費（月額利用料金・消費税及び地方消費税額を除く）

4　申請にあたっての留意事項

国・自治体等、その他の補助制度において申請した経費については、重複して申請できません。

5　提出書類

（1）申請書（様式1）・ 内訳書（様式別紙）
（2）領収書等の写し
（3）補助対象経費が明記されている書類の写し
（4）通帳等の写し（振込口座の確認書類）
（5）在宅患者訪問診療料を算定していることが分かる書類の写し
※（5）については、在宅時医学総合管理料及び施設入居時医学総合管理料届出医療機関は提出不要です。

6　申請期間

令和４年１２月８日（木曜日）～令和５年３月３１日（金曜日）
（郵送の場合は当日消印有効）
※　申請期間を令和５年１月３１日までから、令和５年３月３１日までに延長いたします。

7　提出先

郵送又は電子メールにより、下記提出先まで御提出ください。

（1）郵送
〒３３０－９３０１　埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目１５番１号
埼玉県 保健医療部 医療整備課 在宅医療推進担当

（2）電子メール
a3530-13@pref.saitama.lg.jp

8　ホームページへの掲載

本制度の要綱、各種様式は、以下の埼玉県医療整備課ホームページに掲載しておりますので、御活用ください。
https://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/zaitaku/bouryokuharasumentotaisaku.html

担当：医療整備課在宅医療推進担当
吉川、小泉、堀端、松本
電話：０４８－８３０－３５４５
e-mail：a3530-08@pref.saitama.lg.jp

彩の国
埼玉県

補助金の申請期間を延長いたします！
※令和4年度限りの補助金です。

＜埼玉県内在宅医療機関向け＞
安全対策の取り組みに対する
補助金（上限4万円）を創設しました！

申請期間：令和４年１２月８日～**令和５年３月３１日**　※郵送の場合は当日消印有効

対象医療機関

埼玉県内所在の**以下のいずれかに**該当する医療機関

- **在宅時医学総合管理料及び施設入居時医学総合管理料届出医療機関**
- **在宅患者訪問診療料算定医療機関**（令和４年４月1日～令和５年3月31日までの期間に１回以上、在宅患者訪問診療料を算定している医療機関）

対象事業

①固定電話用通話録音装置（電話機本体は補助対象外）・ボイスレコーダー購入経費

②警備会社による屋外用（出張時）セキュリティサービス初期導入経費（月額利用料金は除く）

※ 令和４年１０月１４日以降に実施（支払も完了）した事業が対象です。

補助額

・補　助　率 ---------- **２／３**

・補助上限額 ---------- **４万円（1医療機関あたり）**

申請方法

・申請方法 ---------- 郵送または電子メール

※ 申請先・申請書類等、詳細については裏面及び、申請書記入例を御確認ください。

※ すでに申請済みの医療機関におかれては、申請できません。


コバトン&さいたまっち

埼玉県は在宅医療従事者を応援しています。

ご不明な点については、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先　TEL：048-830-3545　受付時間 8：30～17：15（月～金曜日（祝日年末年始を除く））

埼玉県保健医療部 医療整備課 在宅医療推進担当
〒330-9301
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号 本庁舎4階　電子メール a3530-13@pref.saitama.lg.jp
https://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/zaitaku/bouryokuharasumentotaisaku.html

申請の流れ

① 申請者から申請先宛てに、郵送等にて申請書類一式を提出
（令和４年１２月８日～令和５年3月３１日）

↓

② 申請書類一式を確認

↓

③ 申請者宛てに、申請書類確認完了の通知発送及び、補助金振込（令和５年3月以降）



提出書類

① 申請書・内訳表（医療整備課ホームページ掲載）
※ 申請書記入例についても御確認ください。
② 領収書等の写し
③ 補助対象経費が明記されている書類の写し
④ 通帳等の写し（振込口座の確認書類）
⑤ 在宅患者訪問診療料を算定していることが分かる書類の写し（個人情報部分を除いた診療報酬明細書等）
※⑤については、在宅時医学総合管理料及び施設入居時医学総合管理料届出医療機関は提出不要です。



申請先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
埼玉県 保健医療部 医療整備課 在宅医療推進担当
<申請方法>
下記からお選びください
① 郵送
② 電子メール a3530-13@pref.saitama.lg.jp

在宅医療機関以外のお問い合わせ先

○ 在宅歯科医療機関
県健康長寿課　総務・歯科担当：048-830-3581

○ 栄養ケア・ステーション、認定栄養ケア・ステーション
県健康長寿課　健康増進・食育担当：048-830-3585

○ 在宅患者訪問薬局
県薬務課　総務・温泉・薬事相談担当：048-830-3624

○ 訪問系事業所（介護保険）
県高齢者福祉課　介護人材担当：048-830-3232

○ 訪問系事業所（障害福祉サービス）
県障害者支援課　地域生活支援担当：048-830-3317